

平成22年度の日雇特例被保険者の保険料額について

日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

$$\text{保険料額(日額)} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31)$$

平均保険料率については、健康保険法上、各支部の都道府県単位保険料率に各支部の被保険者の総報酬額を乗じて得た額の総額を全国の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率により算出することとなっており、平成22年度の都道府県単位保険料率の平均保険料率及び介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額(平均保険料率は9.34%、介護保険料率は1.50%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額	標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	360	140	220	第1級	420	160	260
第2級	530	205	325	第2級	610	235	375
第3級	690	265	425	第3級	810	310	500
第4級	890	340	550	第4級	1,020	390	630
第5級	1,070	410	660	第5級	1,230	470	760
第6級	1,310	500	810	第6級	1,520	580	940
第7級	1,620	620	1,000	第7級	1,870	715	1,155
第8級	1,920	735	1,185	第8級	2,220	850	1,370
第9級	2,240	855	1,385	第9級	2,580	985	1,595
第10級	2,600	995	1,605	第10級	3,010	1,150	1,860
第11級	3,040	1,160	1,880	第11級	3,510	1,340	2,170

(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者（平均保険料率は9.34%により算定）

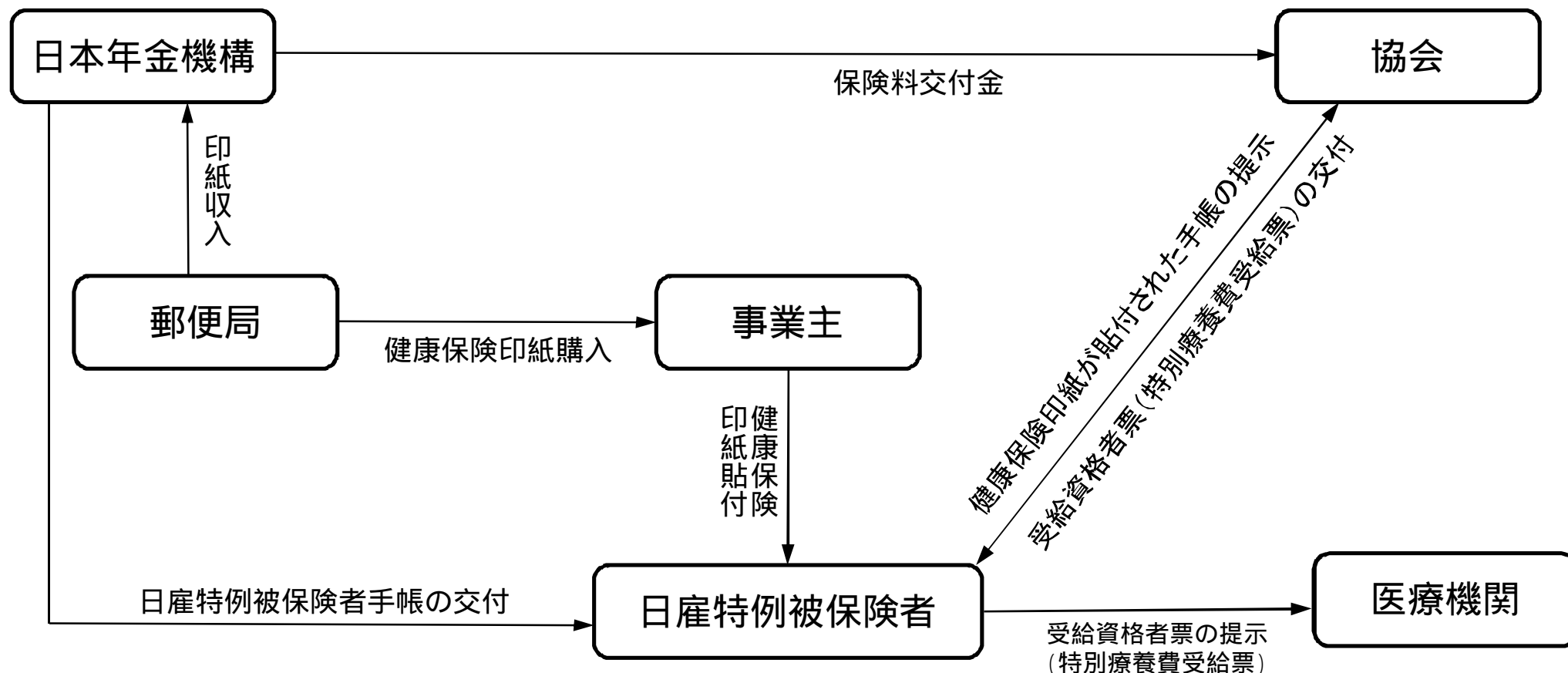
現 行				変 更 後			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額	標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	310	120	190	第1級	360	140	220
第2級	470	180	290	第2級	530	205	325
第3級	610	235	375	第3級	690	265	425
第4級	770	295	475	第4級	870	335	535
第5級	930	355	575	第5級	1,060	405	655
第6級	1,150	440	710	第6級	1,310	500	810
第7級	1,410	540	870	第7級	1,610	615	995
第8級	1,690	645	1,045	第8級	1,920	735	1,185
第9級	1,950	745	1,205	第9級	2,220	850	1,370
第10級	2,280	870	1,410	第10級	2,590	990	1,600
第11級	2,640	1,010	1,630	第11級	3,020	1,155	1,865

(注)・保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

・新たな保険料額は、平成22年4月から適用。

日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、消印するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。（日雇特例被保険者は、平成21年7月現在、約1.1万人）



【参考】

2カ月月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているか、又はその月の前6カ月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。（ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付）